

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月27日
【会社名】	パンチ工業株式会社
【英訳名】	PUNCH INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武田 雅亮
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目22番7号
【電話番号】	03-6893-8007
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 兼 管理本部長 村田 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目22番7号
【電話番号】	03-5753-3130
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 兼 管理本部長 村田 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2016年6月22日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2016年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12.5円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は本年3月に本社機能の拡充、経営の効率化を図るため、本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転しております。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

ガバナンス体制構築の一環として、取締役会の経営陣からの独立性を高めるため、現行定款第23条に定める取締役会の招集権者および議長を、あらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、武田雅亮、真田保弘、村田隆夫、横山茂、三橋友紀子を選任するものであります。なお、横山茂、三橋友紀子は社外取締役であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、木對紀夫、杉田進、安藤良一、松江頼篤を選任するものであります。なお、安藤良一、松江頼篤は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、金馬房雄を選任するものであります。なお、金馬房雄は補欠の社外監査役であります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第34回定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆様との利益意識の共有化を図ることを目的として、取締役の報酬制度を全面的に見直し、現在の固定報酬とは別に業績連動賞与を導入することといたしました。それに伴い、取締役の報酬額を年額400百万円以内に改定させていただくものであります。

年額400百万円以内の内訳として、固定報酬としては従前どおり200百万円以内とし、業績連動賞与として、あらたに上限200百万円、下限0円を設定させていただくものであります。

なお、社外取締役に対する報酬は、職務の性格から業績への連動を排除し、固定報酬のみといたします。

第7号議案 取締役に対するストック・オプションによる報酬支給の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第34回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることをご承認をいただいておりますが、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、第6号議案「取締役の報酬額改定の件」のご承認が得られることを条件に、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

第8号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2008年6月25日開催の第34回定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の諸環境の変化や監査業務の広範化、高度化に伴い監査役の責務が増大していること、その他、今後の監査体制の強化も視野に入れ、諸般の事情を総合的に勘案した結果、監査役の報酬額を年額80百万円以内と改めさせていただくものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	76,198	1,568	0	(注)1	可決(95.70%)
第2号議案	77,657	109	0	(注)2	可決(97.53%)
第3号議案				(注)3	
武田 雅亮	77,501	265	0		可決(97.33%)
真田 保弘	77,437	329	0		可決(97.25%)
村田 隆夫	77,378	388	0		可決(97.18%)
横山 茂	77,446	320	0		可決(97.26%)
三橋 友紀子	77,489	277	0		可決(97.32%)
第4号議案				(注)3	
木對 紀夫	77,545	221	0		可決(97.39%)
杉田 進	77,485	281	0		可決(97.31%)
安藤 良一	72,604	5,162	0		可決(91.18%)
松江 頼篤	77,530	236	0		可決(97.37%)
第5号議案				(注)3	
金馬 房雄	76,736	1,030	0		可決(96.37%)
第6号議案	75,414	2,352	0	(注)1	可決(94.71%)
第7号議案	73,340	4,426	0	(注)1	可決(92.11%)
第8号議案	74,434	3,332	0	(注)1	可決(93.48%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上